

平成 2 8 年

議会運営委員会記録

平成 2 8 年 5 月 3 1 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成28年5月31日（火曜日）
午前 8時45分 開会 午前 9時34分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

| | | | |
|-------|------------|---------|------------|
| 委員 長 | 吉 田 武 司 議員 | 副 委 員 長 | 吉 田 けさみ 議員 |
| 委 員 | 待 鳥 美 光 議員 | 委 員 | 村 田 富士子 議員 |
| 議 長 | 齊 藤 克 己 議員 | 副 議 長 | 齊 藤 秀 雄 議員 |
| 委員外議員 | 菅 原 満 議員 | 委員外議員 | 吉 村 豪 介 議員 |
| 委員外議員 | 金 井 伸 夫 議員 | 委員外議員 | 小 嶋 智 子 議員 |
| 委員外議員 | 赤 松 祐 造 議員 | | |

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

| | | | |
|----------------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 松 本 武 洋 | 副 市 長 | 大 島 秀 彦 |
| 企 画 部 長 | 橋 本 久 | 総 務 部 長 | 安 井 和 男 |
| 総務部次長 兼総務課長 | 田 中 孝 一 | 秘書広報課長 | 松 戸 克 彦 |

◇事務局職員

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 郡 司 孝 行 | 議会事務局次長 | 伊 藤 英 雄 |
| 議事課長補佐 | 高 橋 澄 枝 | 主 事 | 橋 本 千 種 |

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について
平成28年和光市議会6月定例会の会期予定について

特定事件8 その他議会運営に関することについて
決算審査にかかる要求資料について
議会報告会の反省について
議員研修会について

午前 8時45分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と5名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められております。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成28年6月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましても、6月2日に開会すべく、5月26日に招集告示をさせていただきました。提出する案件でございますが、報告が3件、人事案件が1件、専決処分の承認が3件、工事請負契約の締結が1件、条例の一部改正が2件、市道路線の廃止及び認定が2件、補正予算が1件、合計13件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○吉田武司委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。（午前8時46分休憩）

再開します。（午前8時47分再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会6月定例会の会期日程について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、決算審査にかかる要求資料、議会報告会の反省、議員研修会についてなどです。

本日の資料を確認します。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりで。

それでは初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会6月定例会の会期日程について議題とします。提出議案は、報告3件、議案10件です。提出議案の説明を願います。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、本会議に提出する報告及び議案について順次説明いたします。

初めに、報告第1号、継続費逡次繰越しの報告について説明いたします。

平成27年度埼玉県和光市水道事業会計のうち第8次拡張事業南浄水場第3配水池建設事業について、執行済みを除く残額を翌年度へ逡次繰越しをしたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費繰越し計算書を調製し、報告をするものであります。

次に、報告第2号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第5号）において計上しました1事業及び平成

27年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）において計上しました、国の補正予算に対応する6事業を含む11事業の、あわせて12事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第3号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）で計上しました繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

なお、報告第2号及び報告第3号において繰り越す13の事業につきましては、平成27年12月定例会及び平成28年3月定例会において、それぞれ繰り越す理由を申し上げ、御審議いただいたものであります。

次に、議案第24号、和光市固定資産評価員の選任について説明いたします。

和光市固定資産評価員の高橋雄二氏が辞任したことに伴い、後任として鈴木均氏を選任したので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第25号、議案第26号及び議案第27号、専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので、一括して説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたこと等により、適用される関係条項について緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により、和光市税条例等の一部改正、和光市都市計画税条例の一部改正及び和光市国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであり、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第28号、第二中学校給食室改築工事の請負契約の締結について説明いたします。

第二中学校給食室改築工事につきましては、株式会社佐伯工務店と、平成28年5月18日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。契約金額は、2億8,274万4千円、工事場所は、和光市立第二中学校地内であります。

次に、議案第29号、和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置について特例的運用を可能とし、また、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部改正による防火、避難に関する規制の合理化に伴い、設備の基準の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例及び和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、新たに地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の基準を設け、また、引用条項を整理するなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号、市道路線の廃止について説明いたします。

県道として埼玉県が重複認定した1路線について、市道認定を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第32号、市道路線の認定について説明いたします。

和光北インター地域土地地区画整理事業における仮換地指定による画地の使用収益開始に伴う関係道路5路線及び都市計画法第29条の規定による開発行為に伴い市に帰属する公共施設である1路線を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第33号、平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,901万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ245億8,401万1千円とするものであります。

初めに、主な歳出について、款、項の順に説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費では、市民文化センター管理運営において、文化庁から事業助成の採択を受けたことから、事業を実施する指定管理者に交付する補助金609万4千円を追加計上いたしました。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費では、番号法施行に伴うカード交付業務において、個人番号カードの交付手続きを行う臨時窓口の開設期間を延長するとともに、休日においても窓口を開設するための費用467万3千円を増額いたしました。

款3民生費、項1社会福祉費では、介護人材育成において、市内事業所の従業員を対象に認知症基礎研修を実施するための費用11万6千円を追加計上いたしました。

地域密着型サービス拠点等整備では、介護予防拠点を新たに2カ所整備するため、事業者に交付する補助金1,700万円を追加計上いたしました。

款3民生費、項2児童福祉費では、児童相談において、コミュニティーケア会議のこども部会の機能強化を図るため、外部助言者の出席回数を増やすための費用25万5千円を増額しました。

ひとり親家庭では、高等職業訓練促進給付金等事業の申請者が増加したことから、扶助費225万7千円を増額いたしました。

ネウボラでは、和光市まちづくり寄附金を活用しまして食育推進に関する事業を実施するため、補助金40万円を追加計上いたしました。

教育・保育施設及び地域型保育事業等運営では、保育士の確保対策としまして、保育士宿舍

の借り上げを行う事業者に交付する補助金1,033万2千円を追加計上しました。

幼稚園就園奨励では、多子世帯、ひとり親世帯等の保護者負担軽減措置に対応するため、システム開発費用として896万4千円を追加計上いたしました。

款8土木費、項3都市計画費では、公園整備において、(仮称)上谷津公園を新たに整備するため、委託料892万円を追加計上いたしました。

次に、主な歳入について説明いたします。

款15国庫支出金では、事業採択に伴い、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業補助金を追加計上し、高等職業訓練促進給付金等事業費の増加に伴い、母子家庭自立支援給付金事業補助金を増額し、保育士宿舎借り上げ支援事業に係る国庫負担分として、保育対策総合支援事業費補助金を増額いたしました。

款16県支出金では、介護予防拠点の整備に伴い埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を増額するとともに、認知症基礎研修の実施に伴う埼玉県認知症介護実践者研修等養成事業等補助金を追加計上いたしました。

款19繰入金では、和光市食育推進事業補助金の財源として、和光市まちづくり基金からの繰入金を増額いたしました。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額2,685万9千円については、財政調整基金からの繰り入れをもって措置しております。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午前9時03分休憩)

再開します。(午前9時06分再開)

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第1号、第2号、第3号は議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第24号は、職員の人事異動に伴う人事案件ですので討論を省略し、簡易採決したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第25号、第26号、第27号は、委員会付託を省略して、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第28号は、緊急性を要することから、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を

とらず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に進みます。

議員の派遣についてです。議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 前回の議会運営委員会で、行政視察の日程と訪問先について御承認いただいたところです。

今回の柏市に訪問する行政視察については、全議員で実施するため、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、開会日に議長発議による議員の派遣としたいと思います。よろしくお願いたします。

○吉田武司委員長 ただいま、議員の派遣について、議長から発言がありました。議員の派遣については、開会日に議長発議により行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読－添付資料参照－〕

このように付託したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に陳情についてです。

まず、郵送で提出された陳情について、報告願います。

齊藤克己議長

○齊藤克己議長 今回、郵送で提出された陳情は、配付したとおり、平成28年4月12日受理の「宇宙船地球号を守る為の提議・地球社会建設決議提議書」以上1件を報告いたします。

○吉田武司委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付いたしましたので、御確認ください。

次に、議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情26件を受理しています。

初めに、議長から発言があります。

齊藤克己議長

○齊藤克己議長 受理した陳情は26件のうち、外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情書、国及び県に動物の殺処分を禁止することを求める意見書の提出に関する陳情書、和光市駅北口土地区画整理事業に伴うしもにいくら保育園の

移転に関する陳情、野菜栽培と未舗装道路の粉塵及び水路の整備に関する陳情、以外の22件の陳情は、本会議で審議しないもの5項目に該当すると思われま。

まず、個人や団体を誹謗中傷し、または名誉棄損するなど基本的人権を否定するものが1件、公然猥褻者の公認擁立行為の自粛並びに行政及び政治の低俗化防止を求める意見書提出に関する陳情書。

そのほか、議長が審査になじまないと判断した、陳情が21件でございます。

なじまないと判断した理由を申し述べます。

初めに、国際外交上の問題であり、市政への関連が薄く審査になじまないためとして、改めて朝鮮民主主義人民共和国に対する抗議文の発出を求める陳情。

次に、現行の埼玉県青少年健全育成条例で有害図書の規制が図られており、和光市図書館においても遵守されていることから審査になじまないためとして、和光市立図書館取扱図書の規制の強化並びに県に有害図書の定義の広汎化及び例規の改正を求める意見書の提出に関する陳情書。

次に、市議会に対する陳情は、本会議での審議としてすぐわないことから審査になじまないためとして、和光市議会議場において市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚等を求めることに関する陳情書。

次に、行政財産の許可など執行機関に権限があるため和光市議会への陳情としてすぐわないことから審査になじまないためとして、和光市役所庁舎において市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚を求めることに関する陳情書、市職員執務室の個室等の除去に関する陳情。

次に、義務教育は国に権限があるため和光市議会への陳情としてすぐわないことから審査になじまないためとして、保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情書。

次に、職員の視察派遣は執行機関に権限があるため和光市議会への陳情としてすぐわないことから審査になじまないためとして、和光市議会議員及び和光市職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情。

次に、県政における問題であり、市政への関連が薄く審査になじまないためとして、多選自粛条例を自ら破った現埼玉県知事の辞職を求める意見書の提出に関する陳情書及び多選自粛条例順守を促すゆるキャラの誕生を求める陳情書。

次に、他団体における問題であり、市政への関連が薄く審査になじまないためとして、動物の殺処分の批難及び抑制並びに動物愛護の啓発を促すゆるキャラ誕生を求める意見書の提出に関する陳情、公序良俗に反し古き良き下町の景観を損ねるオブジェの撤去等を求める意見書提出に関する陳情及び地方公共団体における廃止等代替交通の整備拡充を求める意見書提出についての陳情、市民の声を蹂躪した政策を強行し二選公約を破壊した上尾市長の辞職を打診する意見書提出に関する陳情、超絶公然猥褻行為を表すオブジェの撤去を求める意見書提出に関する陳情。

次に、人権擁護の関係は、既に市政で取り組んでいるため、市議会の陳情としてなじまないためとして、朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情。

次に、職員の採用に関しては、長の権限に属するものであり、市議会への陳情としてすぐわないことから審査になじまないためとして、和光市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情書及び和光市職員任用等の改正を求めることに関する陳情。

次に、特定の図書を課題図書にするのは、教育委員会の権限に属するものであり、市議会への陳情としてすぐわないことから審査になじまないためとして、義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関する陳情書。

次に、特定の言語についての陳情は、本会議での審議としてすぐわないことから、審査になじまないためとして、消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情書。

次に、国政政党における問題であり、市政への関連が薄く審査になじまないためとして、社会民主党に対する抗議文の提出に関する陳情。

次に、障がいの表記については、これまでも執行部において、障害者の団体と議論しております。その結果、市では漢字表記としております。既に議論を尽くしており、市議会への陳情としてすぐわないことから審査になじまないためとして、障がい表記へ改めることを求める陳情。

○吉田武司委員長 それでは、ただいまの議長の発言を踏まえて、各会派から御意見願います。
新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 今議長が述べられた形で、会派の中はまとまっております。

○吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 議長のとおりでいいです。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 議長の提案でいいと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会としても、議長の発言の通りでいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

続けて、オブザーバーの方から御意見ありますでしょうか。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 要望ですが、これだけの陳情が上がってくるといこと、今議長からの説明で理解したのですが、和光市政とのかかわり、あるいは和光市民からの和光市政にかかわる陳情ということからすると、やはり陳情の審査のあり方について、機会を捉えて論議していただければと思いますので、要望させていただければと思います。

○吉田武司委員長 今後検討していきたいと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかに御意見がありませんので、会議で審議するとして、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、本会議で審議しない陳情について、先ほど議長から発言があったとおり、本会議で審議しないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

今回、受理した陳情については、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は17人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思います。

次に、会期について、会期は20日間とし、常任委員会を2日間で、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

なお、6月3日金曜日、6月6日月曜日から6月8日水曜日を調査休会、6月20日月曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は6月6日月曜日の正午までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、意見書案の取り扱いについてです。

日本共産党の議員から1件、新しい風の議員から1件の意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、6月9日木曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は6月16日木曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりです。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

以上で、次の議会の会期予定についての協議は終了します。

次に、進みます。

特定事件 8、その他議会運営に関することについてを議題といたします。

平成27年度決算審査の要求資料についてです。効率的な決算審査を行うために、決算審査の資料の決定、提出要求を早めに行う必要があります。昨年度の要求資料を参考にした平成27年度の要求資料案について、議長から説明があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今回の決算資料において、一部見直しがございます。

1点目、各款共通6、国庫及び県補助金等の内訳、歳入ベースの分かりやすい客観的な資料とするため、様式を変更したいということがございます。

2点目、各款共通17、長期継続契約一覧表、複数年度にわたり契約する必要がある契約のほとんどが、長期継続契約を締結しているため、廃止したいとのことがございます。

3点目、各款共通18、競争入札の状況、個別の案件に係る入札結果についてはホームページで公表しているため、入札執行件数や平均落札率などの入札結果をとりまとめた内容で様式を変更したいとのことがございます。

また、このほかに事務の効率の観点から、ホームページに掲載されている資料を省く、見直しが必要など、議員側からの御意見がございましたら、御協議をお願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいまの、議長の発言を踏まえ、今回配付いたしました案を各会派へ持ち帰っていただき、内容を検討の上、6月9日開催する議会運営委員会で協議の上、決定したいと思います。

なお、配付する要求資料は、データ提出が困難なものが含まれるため、紙ベースとなります。御了承ください。

次に、議会報告会の反省についてを議題といたします。

先に開催した議会報告会について、各会派から議会報告会の所見が提出されております。また、各担当から提出いただきましたデータをもとにして市議会ホームページ案を作成いたしました。

これらのほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、各会派からの所見と議会報告会のホームページ案について、一度会派に持ち帰っていただき、秋の議会報告会の開催についても含め、次回の議会運営委員会で総括いただきたいと思っております。

次に、議員研修会についてです。

現在のところ、新しい風、日本共産党、希望から御提案がございました。この提案について各会派から説明をお願いします。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 先日、財政課に所属する期限付き職員でいらっしゃる山本享兵さんが講師となり、公会計について全職員向けに研修をされたと伺っておりますが、議員向けにもお願いをしたいという提案です。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 議会広報のあり方について学べるといいかなと思いましたが。今の議会広報がずっと同じようなパターンできていることもあり、読みやすい議会広報について芳野政明氏が全国で公演をされているということです。かつての議会事務局職員の方も、芳野氏のお話を聞いたことがあるというような話もありました。そして、地方議会人という雑誌の5月号に議会広報クリニックという記事を掲載しているというお話も伺っております。そんな方なので、参考に出来ればと思ったのですが、固執はしておりません。

○吉田武司委員長 希望、菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 震災ですとか、災害が相次いでおり、地域防災計画が改定されたということなので、危機管理室より説明を受けてみてはいかがでしょうか、ということと、災害に関連して災害時の健康管理ということでの提案、あとは地方自治体の活性化と、マンション管理のあり方について提案させていただきましたが、これに限らず、提案があれば。私のほうとしては震災関係がいいかなと希望を出させていただきました。

○吉田武司委員長 それでは、議員研修会については、一度会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会までに御検討ください。

それでは、以上でその他議会運営に関することについての協議を終了します。

今後の議会運営委員会の日程を確認します。

6月9日木曜日、本会議終了後、意見書案の調整、決算審査の要求資料、議会報告会の総括、議員研修会。

6月16日木曜日、本会議終了後、意見書案の確認。

6月21日火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ1回目。

7月7日木曜日、13時30分から議会だより編集事前打合せ2回目。

7月14日木曜日、9時30分から議会だより、以上となります。

御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

議長から報告があります。

齊藤克己議長

○齊藤克己議長 日本の書道文化をユネスコ無形文化遺産に登録するための賛同団体署名について、日本書道ユネスコ登録推進協議会から日本の書道文化をユネスコ無形文化遺産に登録するための署名依頼がありました。賛同いたし、署名したことを報告します。なお、市長、教育

長も賛同署名済みです。

そのほかの日程について、会派代表者会議を6月17日金曜日、本会議終了後に開催したいと思っております。内容は、政務活動費についてです。今期提出いただきましたけれども、会派として確認したいことがございます。政務活動費収支報告書は5月30日月曜日、9時から市議会ホームページ、図書館、市役所1階行政資料コーナーで閲覧開始しておりますので、御承知おきください。

○吉田武司委員長 そのほかに何かございますか。

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前9時34分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司